

# 令和5年度地籍調査事業計画

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

## 1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者	調査地域
宮崎市	宮崎市大字内海
都城市	都城市吉之元町、夏尾町
延岡市	延岡市川島町・旭ヶ丘・北一ヶ岡・緑ヶ丘、北方町日平・槇峰、北浦町三川内、北川町川内名
日南市	日南市上方・毛吉田・楠原・酒谷・伊比井
小林市	小林市北西方
日向市	日向市美々津町、東郷町迫野内・下三ヶ
串間市	串間市大平・崎田・大納・市木
西都市	西都市大字鹿野田・大字岩爪・大字荒武・大字八重
えびの市	えびの市大字末永
国富町	東諸県郡国富町深年・須志田
綾町	東諸県郡綾町南俣・入野・北俣
高鍋町	児湯郡高鍋町南高鍋
西米良村	児湯郡西米良村村所・横野
椎葉村	東臼杵郡椎葉村大河内・不土野
高千穂町	西臼杵郡高千穂町向山
五ヶ瀬町	西臼杵郡五ヶ瀬町鞍岡
南那珂森林組合	串間市市木・都井

## 2 調査期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで